

# 答 申

## 審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を一部開示とした処分は妥当である。

# 理 由

### 第1 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成27年5月21日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「〇〇大の敷地に架けられた、北九州市の歩道橋に北九州市と明記された禁煙をうながすマークが、2か所貼ってある。

（1）マークが貼られた経緯がわかる文書（いつごろ誰と誰が話合って、何のために貼ったのか）

（2）この禁煙マークの近辺に喫煙者がある場合、禁煙の注意を促すのは、〇〇大か北九州市かがわかる文書」

2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成27年6月3日付け北九西整第189号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成27年6月12日に受領した。

3 異議申立人は、平成27年6月19日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第2 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 禁煙マークが貼られた経緯がわかる文書について、ファクシミリ文書に、7箇所の不開示部分がある。これらの全ては、一般に〇〇大学に勤務する者や〇〇大学の学生ら及び医療機関関係者や同業者らに広く公知されていて、授業の日程やその他業務連絡等で、日常的に使用されているものである。特に、ファクシミリ番号に至っては、電話帳等に掲載し広く地域住民・市民に開放している番号である。〇〇大は、電話番号等も公開しており、これらは市民に親しみをもち接していただくための手段でもある。

また、一部不開示文書の作成者本人に面会し、当該文書に関し、本人に不開示部分があれば消して下さいと申し上げたが、不開示部分はないとの判断であった。開示又は不開示の決定に際しては、相手方がある場合には、その意向を確かめてから決めるべきである。

不開示は条例に反して違法・不当であり、開示を求める。

- (2) 禁煙マークの近辺に喫煙者がある場合、禁煙の注意を促すのは、〇〇大か北九州市かがわかる文書については、作成していないため、保有していないとの理由で不開示としている。

これについては、北九州市の禁煙マークを橋上に貼り付けると、この近辺に喫煙者があったら、禁煙指導は〇〇大がするか北九州市がするかという問題が起こることは明白であるから、当然その役割分担を決めておく必要がある。

北九州市の職員らが、その役目をどこが果たすかを決めずに、北九州市の禁煙マークを橋上に貼り付けるわけがない。

意思形成過程の文書があるはずであるから、開示することを求める。

### 第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

#### 1 条例第7条第1号該当性について

ファクシミリ連絡票の中の「個人電話」、「学内 PHS」、「教室ダイヤルイン」及び「ファクシミリ番号」については、〇〇大学の電話帳を確認しても記載がない。これらの番号は個人を特定できるものと判断し、非開示とした。

メールアドレスについては、その綴りから個人を特定できるため、個人情報と判断し非開示とした。また肩書きについても、個人が特定できる可能性があったため非開示とした。

#### 2 不存在について

今回の件は、要望者からの申し入れに対し、横断歩道橋の設置者である八幡西区役所まちづくり整備課でマークの貼り付けを行ったが、当課には喫煙自体を禁止する権限はない。そのため異議申立人の求める文書も作成しておらず、不開示処分とした。

以上のことから、本件処分は条例の規定に合致しており、本件異議申立ては理由がないと考える。

### 第4 審査会の判断

#### 1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、以下のとおりである。

〇〇大の敷地に架けられた、北九州市の歩道橋に北九州市と明記された禁煙をうながすマークが、2か所貼ってある。

- ・ マークが貼られた経緯がわかる文書（いつごろ誰と誰が話合って、何のために貼ったのか）
- ・ この禁煙マークの近辺に喫煙者がある場合、禁煙の注意を促すのは、〇〇大か北九州市かがわかる文書

(2) 実施機関は、本件行政文書として、次の文書を特定している。

ア ○○大学禁煙推進委員会から八幡西区役所まちづくり整備課あてに提出された、「当院東側歩道橋での喫煙に関する注意喚起の掲示等設置について（依頼）」と題する依頼文及び設置場所の地図

イ ○○大学の職員から八幡西区役所まちづくり整備課の職員あてにFAXで送信された、喫煙に関する注意喚起の貼り紙の文案並びに○○大学に設置している喫煙に関する注意喚起の掲示板の写真及び同大学そばの横断歩道橋の写真の文書

(3) 本件行政文書において不開示とした情報（以下「本件不開示情報」という。）は、次のとおりである。

ア 条例第7条第1号該当  
個人の氏名、電話番号、肩書、FAX番号、メールアドレスについては個人に関する情報であるため。

イ 不存在  
禁煙マークの近辺に喫煙者がある場合、禁煙の注意を促すのは、○  
○大か北九州市かがわかる文書については、作成していないため、保有していない。

## 2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、本件不開示情報が、条例第7条第1号に該当するか否か、また不存在のため不開示とした処分は妥当であるか否かに要約される。

## 3 条例第7条第1号該当性についての判断

### (1) 条例第7条第1号の構造

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができ

るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、

「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。）」

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならないと規定している。

## （２）条例第 7 条第 1 号該当性

実施機関は、次の項目について、いずれも個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであるため、第 7 条第 1 号に該当し、不開示としている（以下、「本件不開示情報」という。）。

〇〇大学禁煙推進委員会から八幡西区役所まちづくり整備課あてに出された「当院東側歩道橋での喫煙に関する注意喚起の掲示等設置について（依頼）」と題する依頼文中、

- ・ 〇〇大学職員の「氏名」及び「電話番号」

〇〇大学の職員から八幡西区役所まちづくり整備課の職員あてに送信された、

- ・ 「ファクシミリ連絡票」中、「個人電話」番号、「学内 PHS」番号及び「教室ダイヤルイン」番号並びに「ファクシミリ」番号及び「電子メール」アドレス
- ・ 〇〇大学に設置している喫煙に関する注意喚起の掲示板の写真の文書中、「ファクシミリ」番号
- ・ 〇〇大学そば横断歩道橋の写真の文書中、「ファクシミリ」番号、同

## 大学職員の氏名及び連絡先電話番号

当審査会が、本件行政文書を見分したところ、当該文書には個人の氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等が記載されていた。

これらは、特定の個人を識別することができるものとして個人情報に該当する。

ここで、異議申立人は、当該行政文書に関し、作成した〇〇大学職員本人に直接確認したところ、本件不開示情報について、開示しても差し支えないとのことであったという旨述べている。そして、開示又は不開示の決定に際しては、個人情報であるという理由で何でも不開示とするのではなく、相手方がある場合には、その意向を確かめてから決めるべきであることを主張している。

しかし、条例上、個人情報であっても例外的に開示を義務付ける場合を定めた第7条第1号ただし書には「本人が開示に同意している場合」などという規定はない。

また、個人情報の公開はリスクが伴うものであるから、当該本人の同意がある場合に個人情報の開示請求を認めるのであれば、本人確認、プライバシー放棄の意思確認等の手続をどうするか、開示すべき情報の範囲をどのような基準で特定するのか、などを定める規定が必要と思われるが、既存の情報公開制度の枠組みには、これに対応するものは見当たらない。

さらに、本人の同意がある場合の最たる例といえる「本人からの個人情報の開示請求」であっても、開示請求者が誰であるかを考慮しないのが情報公開制度の趣旨であるから、たとえ記載されている内容が開示請求者本人に関する情報であったとしても、個人が識別される以上、不開示とされるべきであるとの見解が有力である。

したがって、情報公開制度においては、個人情報の開示・不開示の決定に際し、特定の個人が開示に同意しているか否かは問題とすべきではないといえ、異議申立人の「相手方がある場合には、相手側の意向を確かめてから決めるべきである」という主張は、当を得ないといわざるを得ない。

これらのことから、本件不開示情報は、特定の個人を識別することができる情報と認められ、本号本文に該当する。また、本件不開示情報は、その内容及び性質から明らかに本号ただし書ア、イ及びウにはいずれも該当しない。

#### 4 文書不存在についての判断

異議申立人が開示請求し、文書不存在のため不開示とされた文書は、次のとおりである。

「この禁煙マークの近辺に喫煙者がある場合、禁煙の注意を促すのは、〇〇大か北九州市かがわかる文書」

これについて、実施機関は、開示請求に係る行政文書については、作成しておらず保有していないとしている。

異議申立人の主張によると、北九州市の禁煙マークを橋上に貼り付けると、この近辺に喫煙者があったら、禁煙指導は〇〇大がするか北九州市がするかという問題が起こることは明白であるから、当然その役割分担を決めておく必要があること、北九州市の職員らが、その役目をどこが果たすかを決めずに、北九州市の禁煙マークを橋上に貼り付けるわけがないこと、意思形成過程の文書があるはずであることなどを挙げて、開示を求めている。

このことについて、当該文書は、作成も取得もしておらず不存在であるとする実施機関の主張については、当審査会による意見聴取等における実施機関の説明に特に不合理な点はなく、他に当該文書の存在をうかがわせるような特段の事情も認められない。

したがって、該当文書が存在するとは認められないと言わざるを得ず、不存在を理由に不開示とするのは妥当である。

#### 5 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件処分において不開示とした情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

#### 北九州市情報公開審査会

会 長	中 野 敬 一
会長職務代理者	高 木 康 衣
委 員	五 十 嵐 享 平
委 員	田 村 奈 々 子
委 員	中 谷 淳 子